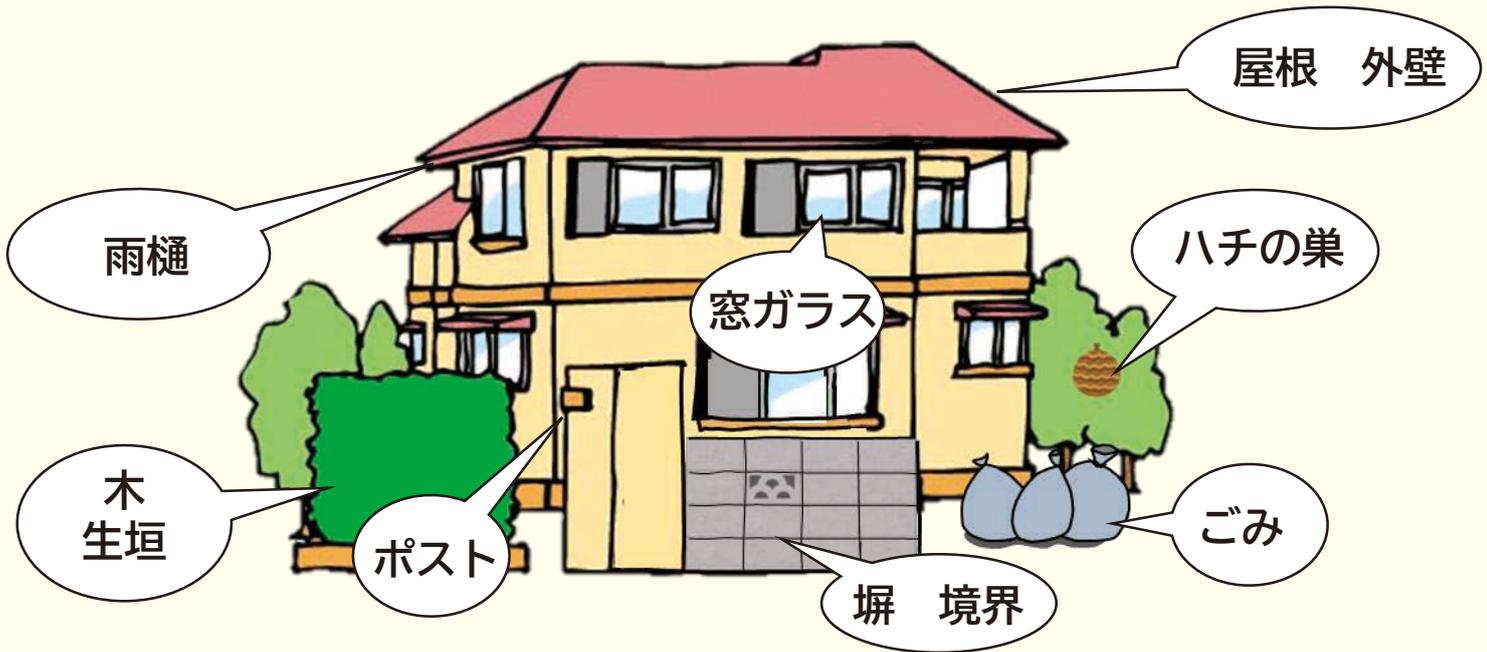


# あなたの家は適正に管理されていますか？

近年、日本全国で台風や集中豪雨など建物に大きな被害を及ぼす災害がたびたび発生しています。あなたの家も日頃の管理を怠ると、様々な被害を受けて周囲に影響を及ぼす可能性があります。あらためて点検し、安全の確保をしましょう。

## 家の点検ポイント



## 家の点検項目

- |  |  |   |
|--|--|---|
| <input type="checkbox"/> 樹木、生垣、雑草が繁茂していませんか？ | <input type="checkbox"/> ごみ等を放置していませんか？      | <input type="checkbox"/> 窓ガラスが割れていませんか？       |
| <input type="checkbox"/> 屋根や外壁が破損していませんか？    | <input type="checkbox"/> ポストが郵便物等であふれていませんか？ | <input type="checkbox"/> 雨樋が詰まっていますか？         |
| <input type="checkbox"/> スズメバチが巣を作っていませんか？   | <input type="checkbox"/> 塀にヒビが入っていませんか？      | <input type="checkbox"/> 敷地内のがけが崩れる心配はありませんか？ |

鎌倉市では相談内容に応じて利用できる制度があります。詳細は各課にご相談ください。

鎌倉市役所 TEL 0467-23-3000 (代表)

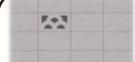


### スズメバチの巣

#### 駆除費補助金交付制度

個人が所有する建物等に営巣したスズメバチの巣の駆除を事業者に依頼し実施した場合、その費用の一部を市で補助しています。

担当課：環境保全課



### 危険なブロック塀等の除却費用補助制度

危険なブロック塀等の除却及びフェンス設置工事に係る費用の一部を市で助成しています。

担当課：建築指導課



### 既成宅地等防災工事費資金助成制度

がけ崩れ災害を未然に防ぐために、木の伐採・防災工事資金の一部を市で助成しています。

担当課：みどり公園課

# 空き家でお悩みの方は専門家が相談に応じます



住宅の空き家化の防止や空き家となった住宅の適正管理などの取組みを推進するため、市と各専門家団体との間で「空家等対策に関する協定」を締結しています。各団体では、空き家の売買、相続、改修、登記、法律等に関する相談を行うことができます。

※ご相談の内容によっては有償になる場合や、相談先が異なる場合があります。

## 法律に関するご相談

神奈川県弁護士会  
横浜市中区日本大通9番地  
TEL045-201-1881  
<https://www.kanaben.or.jp/index.html>



## 売却や賃貸等に関するご相談

公益社団法人全日本不動産協会  
神奈川県本部湘南支部  
藤沢市朝日町5-7藤沢市建設会館3階  
TEL0466-28-1445  
<https://kanagawa.zennichi.or.jp/shounan/>



## 相続・登記に関するご相談

神奈川県司法書士会無料電話相談  
司法書士相続ホットライン(鎌倉エリア対応)  
TEL050-5212-0628  
受付時間：平日13時～16時  
<https://www.shiho.or.jp/>



公益社団法人  
神奈川県宅地建物取引業協会  
鎌倉支部  
鎌倉市大町2-1-10  
TEL0467-23-2085  
<https://www.kanagawa-takken.or.jp/chiiki/a-21.html>



神奈川県行政書士会鎌倉支部  
三浦郡葉山町長柄1642-606  
TEL080-1255-2037  
<https://gyosei-kamakura.com/>



※相続登記に関する手続きにつきましては、  
司法書士会へご相談ください。

## 改修に関するご相談

一般社団法人神奈川県建築士事務所協会  
鎌倉支部  
鎌倉市常盤484 TEL0467-42-7920  
<https://j-kana.or.jp/>



## 不動産登記、境界に関するご相談

神奈川県土地家屋調査士会  
横浜市中区楠町18番地  
TEL045-312-1177  
<http://www.kanagawa-chousashi.or.jp/>



## 家財整理に関するご相談

公益社団法人  
かながわ住まいまちづくり協会  
横浜市中区太田町2-22  
神奈川県建設会館4階  
TEL045-664-6896



被相続人居住用家屋等確認書（3,000万円控除）の相談をしたい方  
所有している空き家などを福祉や地域活動に利活用したい方  
その他、空き家の管理でお困りの方 等

空き家に関するご相談全般は  
鎌倉市役所都市整備総務課住宅担当まで

TEL 0467-23-3000 (代表)

